# 法　規　的　告　示

○内閣府告示第九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第３　器具及び容器包装<br>Ａ　（略）<br>Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法<br>（略）<br>１　過マンガン酸カリウム消費量試験法<br>（略）<br>操作法<br>三角フラスコに水100mL、硫酸（１→３）５mL及び0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液５mLを入れ、５分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mLを採り、硫酸（１→３）５mLを加え、更に0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液10mLを正確に量って加え、加熱して５分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液10mLを正確に量って加えて脱色した後、0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液で微紅色が消えずに残るまで滴定する。<br>別に同様な方法で空試験を行い、次式により過マンガン酸カリウム消費量を求める。<br>過マンガン酸カリウム消費量（μg／mL）＝（（ａ－ｂ）×0.316×ｆ×1,000）／100<br>ただし、ａ：本試験の0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL）<br>ｂ：空試験の0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL）<br>ｆ：0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液のファクター<br>２　クロロホルム可溶物試験法<br>クロロホルム可溶物試験法は、５　蒸発残留物試験法により得られた蒸発残留物のうち、クロロホルムに可溶な物質の量を測定する方法である。<br>水を食品擬似溶媒とした試験溶液を用い、５　蒸発残留物試験法により得られた蒸発残留物にクロロホルム30mLを加え、加温した後これをろ過し、ろ液を重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量る。更にクロロホルム10mLずつで２回蒸発残留物を洗い、加温した後これをろ過し、ろ液を蒸発皿に合わせ、水浴上で蒸発乾固する。冷後、秤（ひょう）量して蒸発皿の前後の重量差ａ（mg）を求め、次式によりクロロホルム可溶物の量を求める。<br>$$\text{クロロホルム可溶物量（μg／mL）} = \frac{(a-b)\times 1{,}000}{\text{最初の試験溶液の採取量（mL）}}$$<br>ただし、ｂ：試験溶液と同量の食品擬似溶媒について得た空試験値（mg） | 第３　器具及び容器包装<br>Ａ　（略）<br>Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法<br>（略）<br>１　過マンガン酸カリウム消費量試験法<br>（略）<br>操作法<br>三角フラスコに水100mL、硫酸（１→３）５mL及び0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液５mLを入れ、５分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mLを採り、硫酸（１→３）５mLを加え、更に0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液10mLを加え、加熱して５分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液10mLを加えて脱色した後、0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液で微紅色が消えずに残るまで滴定する。<br>別に同様な方法で空試験を行い、次式により過マンガン酸カリウム消費量を求める。<br>過マンガン酸カリウム消費量（μg／mL）＝（（ａ－ｂ）×0.316×ｆ×1,000）／100<br>ただし、ａ：本試験の0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL）<br>ｂ：空試験の0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL）<br>ｆ：0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液のファクター<br>（新設） |